

東京で働く石垣市出身の方へ

石垣に帰ろう!!

今がチャンス!!

移住支援金でUターンを応援!!



単身世帯

60万円 

家族世帯

100万円~ 

子供1人につき追加

+100万円 

対象者 (全てを満たす方)

✓ 石垣市出身者

・石垣市内の小・中・高いずれかに在籍歴があり、過去に通算1年以上、石垣市に住民登録があった方

✓ 東京23区在住者
又は通勤者

・過去10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区に在住又は通勤している方

✓ 39歳以下

・石垣市で就業等をし、定住する意思のある方



申請から交付までの流れ



事前相談
(電話・WEB)



移住
(石垣市へ)



申請書提出
(必要書類)



審査・交付
(ご指定口座へ)

詳しくは
こちら



お問い合わせ

石垣市 ふるさと創生課 地域創生係
☎ 0980-87-9000

石垣市Uターン支援事業



石垣市Uターン支援事業移住支援金 フローチャート

石垣市出身者で39歳以下ですか？
※石垣市内の小・中・高のいずれかに在籍し、過去に継続して1年以上石垣市に住民登録があった者

いいえ

はい

※東京圏に一部対象外地域あり
※東京23区の大学等に通学した期間も通算年数に含めることが可能

東京23区に直近1年以上住んでいますか？

はい

いいえ

過去10年間のうち、通算5年以上東京23区に住んでいましたか？

東京圏（東京23区外・埼玉・千葉・神奈川）から東京23区に直近1年以上通勤していましたか？

いいえ

はい

直近10年間で5年以上東京圏東京23区外・埼玉・千葉・神奈川）から東京23区に通勤していましたか？

はい

はい

いいえ

「石垣市Uターン支援事業移住支援金」
対象の可能性があります。

非該当

就 業

沖縄県のマッチングサイトに掲載している移住支援金対象求人に就業すること

起 業

1年以内に沖縄県スタートアップ起業支援金の交付決定を受けた方

テレワーク

自らの意思によって移住し、石垣市で移住前の業務をテレワークで引き続き行う方

専門人材

内閣府が推進するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者

関係人口

関係人口（石垣市出身者）の要件を満たすもので、市内で就業、起業、事業継承、家業等を行う者